

平成22年9月

平成23年度

税制改正等に関する要望書

全国卸売酒販組合中央会  
会長 國分 勘兵衛

## 平成 23 年度 税制改正等に関する要望書

酒類には、永年にわたり担税物資として他の財・サービスに比べとりわけ高率の税負担が課せられてきましたが、酒類卸売業者としては、免許業者としての責務から酒税の適切な転嫁に勤め、酒税が円滑に国庫に納付されるべく、経営の健全化等に格別の努力を払ってまいりました。ところが最近の状況を見ますと、規制緩和の流れの中で、取引価格は低迷しており不当廉売や差別対価等の不公正な取引も依然として横行しているものと思われ、個々の企業では、経営の健全化を図ることが困難な事態に立ち入っております。

以上のような状況を踏まえ、酒類卸売業界としては、下記のとおり要望しますのでよろしくお願い申し上げます。

### 記

#### 第一 卸免許について

現行の免許制度はこれを堅持するとともに、酒類産業行政の観点も考慮され、厳正な運用をしていただきますようお願いいたします。

#### (理由)

酒類は致酔性飲料であり、一定の社会的管理を要する物資であることから、全ての酒類関係業者は社会的責任を自覚して営業活動等を行っていますが、その根幹にあるのが免許業者としての意識であります。

酒類市場での競争は苛烈を極め酒類卸売業者の経営状況は、ここ数年悪化

の一途を辿っており、酒類流通業者の廃業も続出しております。また、卸売業者は比較的規模も大きいことから、仮に破綻した場合は重大な影響を及ぼすものと考えられ、免許制度が酒税保全機能を果たし得るよう、更には、酒類の社会的管理を実効あるものにするため、現行の制度を堅持していただきますようお願い申し上げます。

なお、経営合理化のため合併等の集約化を行った場合に、その減数を免許枠から除くなど、酒類産業行政の観点も考慮され、一層厳正な運用をお願い申し上げます。

## 第二 酒税法、酒類業組合法の再構築について

酒税法及び「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（以下「酒類業組合法」という。）」を再構築し、酒類事業法（仮称）を立法化していただくようお願いいたします。

### （理由）

酒税法及び酒類業組合法は、昭和28年制定以来今日に至っておりますが、当時に比し昨今の経済情勢、社会環境が著しく変化しています。また、酒類が重要な担税物資であり、かつ、社会的に影響を有するアルコール飲料であることに鑑み、平成13年1月施行の財務省設置法に国税庁の所掌事務として「酒類業の発達、改善及び調整に関すること」が明定されております。

現行の酒税法、酒類業組合法についても、酒税の保全、業界の安定と秩序の維持及び国民の健康保持を柱とし、中小企業の育成や資源環境への配慮等の施策を盛り込んだ法制度へと再構築した酒類事業法（仮称）の立法化に向けた検討をお願いいたします。

### 第三 貸倒れに係る酒税の還付制度の創設について

酒税についても、消費税・石油ガス税及び軽油引取税同様、貸倒れに係る税の還付制度を創設していただきたく、お願いいたします。

(理由)

今日の市場は、景気後退により需要が低迷する中、消費者の低価格志向を反映して販売競争は激化を極めており、価格競争一色となっております。

このため、酒類業者の経営は悪化し、酒類販売代金の貸倒れの発生も高水準となっております、今後更に増えることが懸念されます。酒類はその価格に高額な酒税を含んでおり、小売業者の倒産により貸倒れが発生したときの卸売業者の受ける痛手は、特に中小業者が多いこともあり、極めて大きいものがあります。

現在の法制では、酒類販売代金が回収不能になったときは、その代金に含まれる酒税については、還付規定がないため、結果的に酒類業者が負担せざるを得ないこととなります。酒税は間接税で酒類業者が負担すべきものではありません。現に、わが国の間接税の中で、消費税、石油ガス税及び軽油取引税に貸倒れに係る税の還付制度が認められております。

以上のことにより、酒類販売代金が回収不能になったときの酒税について、酒類業者に新たな負担を強いることのない形での還付制度を創設していただきますようお願いいたします。

#### 第四 社会的要請への対応について

近年、致酔飲料という酒類の商品特性に鑑み、その社会的管理の要請が高まっております。特に、WHO（世界保健機関）においては、平成22年5月の総会において「アルコールの有害な使用を低減するための世界戦略」（以下「世界戦略」という。）が採択されるとともに、各国に対して政策オプションとして、①販売方法の規制、②飲み放題均一料金または大量販売の禁止、③酒類の最低価格の設定等を提言しております。

私どもとしては、酒類に対する社会的管理の重要性について認識を深めるべく、平成15年10月に「これからの時代の酒類事業のあり方（副題：社会的管理体制の整備を中心として）」（以下、「新ビジョン」という。）を刊行して、具体的な対応策等の提言を行ったところであります。

また、「世界戦略」に先立つ平成21年10月には、その後の社会経済情勢の動き等を踏まえ、「新ビジョン」の改訂版を発行したところでありますが、具体的提言のうち、特に以下の諸点につきましては早急な対応が必要と思われまますので、速やかに取り組んでいただきますようお願いいたします。

- ① 電波媒体広告の制限
- ② 価格訴求チラシの禁止
- ③ 2リットルを超える大容量容器の制限

## 第五 公正取引推進のための措置について

### 1. 新指針等の厳正な運用及び調査・指導の充実

(理由)

国税庁においては酒類業の健全な発達のため、公正なルールに基づいた競争の促進を進められておりますが、その一環として平成 18 年 8 月には「酒類に関する公正な取引のための指針」（いわゆる「新指針」）を発出されました。

新指針においては、①優越的地位の濫用行為を具体的に明示したこと、②他の商品によって得られる利益を投入することで酒類の廉価販売を継続することは弊害が大きいとしたこと、③製造業者による流通業者の取引条件への不当な関与（例えば頭越しリベート等）は消費者利益をも損なうこと、④公正取引委員会との連携方法を明らかにする等々、酒類業界の実情に即した公正な取引の在り方を具体的に提示しております。

また、平成 17 年 1 月以降多くの酒類がオープン価格へ移行するとともに景気後退による価格競争の激化等によって酒類流通市場は大きく変容しつつあり、酒類卸売業界においても、公正な取引のための「独占禁止法遵守マニュアル（改訂版）」を本年 3 月に作成し、周知徹底を図るとともに、透明かつ合理的なリベートやコスト把握のための自社基準の作成及びその確実な実施等に取り組んでいるところであります。

国税庁におかれてはこのような状況を踏まえるとともに、公正な取引市場の確立のため、全ての酒類業関係者に対する新指針等の厳正な運用及び実態調査や指導の一層の充実をお願いいたします。

## 2. 改正独占禁止法の厳正な運用等

(理由)

- (1) 昨年6月公布、本年1月に施行された改正独占禁止法が不当廉売、差別対価、優越的地位の濫用等の不公正な取引行為を課徴金適用の対象としたことに伴い、昨年12月「不当廉売に関する独占禁止法上の考え方」(不当廉売ガイドライン)及び「酒類の流通における不当廉売、差別対価等への対応について」(酒類ガイドライン)が改定され、不当廉売等の要件に関する解釈をより明確化することにより法運用の透明性を確保するとともに、事業者の予見可能性の向上が図られたところであります。

また、不公正な取引行為の一類型である「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」(優越的地位の濫用ガイドライン)の発出が予定されておりますが、多くの中小事業者を抱える酒類卸売業界は、大手量販店あるいは大規模メーカーから優越的地位の濫用行為にさらされる立場にあります。

つきましては、優越的地位の濫用ガイドラインを早期に制定されますとともに、強大なバイイングパワー等によって不当な取扱いを受けることのないよう、改正独占禁止法の厳正な運用、及び調査、指導の一層の充実を要望いたします。

- (2) 平成17年に独占禁止法が改正された際、「不公正な取引方法については、公正取引委員会において厳正に対処する」旨の附帯決議が採択されております。

特に、不当廉売に係る公正取引委員会への報告については、帳簿確認や取引先調査等の深度ある実態調査を行うとともに、例えば注意相当の

処分であっても三度目には警告処分にする等、悪質な事例については警告や排除措置命令を積極的に適用されることをお願いいたします。

なお、そのために必要な事務量については定員要求等を通じて早急に確保されるよう要望いたします。

## 第六 事業者間取引における消費税の取り扱いについて

総額表示の義務付けに伴う事業者間取引についての経過措置の継続適用及び税込価格への変更を行う場合の端数処理の方式の統一化をお願いいたします。

(理由)

- (1) 平成 16 年 4 月 1 日施行の改正消費税法では、事業者間取引において経過措置として税抜き価格を前提とした改正前の消費税法施行規則第 22 条第 1 項の規定を当分の間認めることとされております。そもそも総額表示の義務付けは、消費者に対する商品等取引価格の表示をその対象とするものであることに加え、今後、消費税率改定や複数税率採用の可能性を勘案した場合「税抜き価格」を前提とした値付けについては、現行のコンピュータシステムでは税率を変えるだけで対応できますが、総額表示での「税込価格」を前提とした値付けには膨大な事務量を要することになります。こうしたことから事業者間取引は、本体価格と消費税額を区分表示することを原則とした上記消費税法施行規則第 22 条第 1 項(端数処理)の継続適用をお願いいたします。

- (2) 消費税の総額表示の義務付けに伴い、取引の相手側より「税抜き価格」

を「税込価格」に変更するよう要請がなされることがありますが、その場合に発生する一円未満の端数処理については、公正取引確保の観点から事業者間で有利不利がないよう四捨五入方式に統一するようお願いいたします。

## 第七 法人事業税における外形標準課税について

法人事業税における外形標準課税の撤廃を要望しますとともに、少なくとも、その対象法人を中小企業に拡大しないようお願いいたします。

### (理由)

外形標準課税は、企業の固定的負担を増大させ企業経営を圧迫することから国民経済的にみても、景気や雇用へ悪影響を与えることが懸念されます。

酒類業界は酒類需要が伸び悩む中で、競争の激化によりおしなべて経営が悪化しており、酒税保全の観点からも危惧される状況にあります。同制度の撤廃を要望しますとともに、中小企業が多い酒類卸売業界としては、少なくとも対象法人を中小企業に拡大しないようお願いいたします。